

【 府民生活部 】

件 名	NPO法人に対する指導と助成金の支出について
<p>申立概要 【受理 28.7.8】</p>	<p>NPO法人が提出し、内閣府のホームページで公開されている事業報告書について、「活動計算書」の、当年度の「次期繰越正味財産額」が次年度の「前期繰越正味財産額」と一致していない、「次期繰越正味財産額」と「貸借対照表」の「正味財産合計」の表間数値が一致していない、など問題がある。</p> <p>(1) NPO法人の認証部署である京都府府民生活部府民力推進課は、提出された事業報告について、適切に審査し、指導していないのではないか。</p> <p>(2) 地域力再生交付金等で、当該団体に公金を支出した部署は、正しく会計処理する能力があるかどうか、支出が適切にされたかどうかを、審査していないのではないか。</p>
<p>確認事項 【通知 28.8.5】</p>	<p>(1) 事業報告書に係る審査及び指導について 特定非営利活動法人促進法においては、NPO法人について情報公開を通じて広く市民の監視下におき、市民による緩やかな監視と、これに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展を前提とした制度として、NPO法人に対する監督における行政の関与を極力抑制しているため、所轄庁による事業報告書の審査は想定しておらず、誤りがあった場合に修正を求めるような法に基づく指導権限もないことを確認した。 なお、NPO法人の事業報告書の受理等の事務は、広域振興局の長に権限委任されている。</p> <p>(2) 交付金の支出に係る審査について 地域力再生プロジェクト支援事業交付金は、地域に暮らす府民が取り込まれる多様な地域力再生活動の支援のために法人格の有無を問わず交付するもので、当該団体への交付決定に当たっても、事業完了後の実績報告において領収書の原本による支出金額及び内容の確認、記録写真による具体の事業実施の確認等に加え、必要に応じて現地調査による確認を行っており、交付対象事業の適切な執行について十分に審査していることを確認した。</p> <p>(3) 事業報告書の修正について 事業報告書について、申立てのあった箇所に誤りが認められたため、当該団体に確認したところ、誤りを修正したいとの意向を表明している。 法の予定している情報公開による市民の監視と、NPO法人の自浄作用による対応に当たる事案であり、広域振興局としても特に問題がない限り、修正の求めがあった場合にはこれに応じることとしている。</p>